産地改革チャレンジ事業実施要領

第１　趣旨

今後の国内需要の縮小や急速なグローバル化の進展に対応し，本県農業を維持・発展させていくには，これまでの農業改革における取組に加え，ブランド化や６次産業化による付加価値向上，輸出促進等による需要開拓など,「強み」を創り・高める革新的な産地づくりとそれを支える経営感覚に優れた経営体を育成していくことが必要である。

このため，意欲ある産地や経営体がチャレンジする新たな取組を支援することにより，産地改革を推進する。

第２　事業内容

本事業は，新たな取組へチャレンジしようとする産地や経営体から提案のあった企画に対し，外部専門家の派遣による指導・助言や取組に要する経費の補助を行うものである。

事業内容は，対象とする事業主体により，「産地育成型」及び「経営体育成型」に区分する。

１　産地育成型

（１）事業主体

事業主体は，農業者等の組織する団体（以下「団体」という。）とする。

（２）対象とする取組

対象とする取組は，以下に掲げる農業改革の推進項目に即した，「強み」を創り・高める革新的な取組等とする。

ア　ブランド化

高付加価値化のための生産基準，品質基準，品質保持技術などの導入・改善，知的財産制度や機能性表示制度の活用などの取組

イ　６次産業化

農産物加工，異業種と連携した商品開発の取組

ウ　輸出

輸出に関する取組

エ　生産振興

高品質安定生産や生産コストの削減のための新技術，新品種などの導入・改善，新作物の導入

オ　食の安全・安心

食の安全・安心，危機管理（病害虫，家畜伝染病，GLOBALG.A.P.等）に関する取組

カ　販売力強化・販路開拓

従来とは異なる販売方式への取組，食育，地産地消に関する取組

キ　担い手の確保・定着

新規就農者の技術向上支援など担い手確保・定着の取組

ク　農村の創生

交流型農業，農業体験（教育），都市農村交流，再生可能エネルギーを活用した生産活動，鳥獣害対策などの取組

（３）補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は，（２）の取組を行うために必要な以下に掲げる経費とする。

ア　外部専門家派遣に要する経費

産地診断に基づく新たな取組の実現に向けた指導・助言のための派遣経費

イ　調査，研究に要する経費

農産物等の市場調査，販路開拓，新技術，新作物の調査などの調査費

栽培法の研究，加工品の開発，機器の開発，商品化などの研究開発費

ウ　研修に要する経費

技術の習得，経営方法の習得，販売方法の習得などの研修費

エ　試行に要する経費

実証圃の設置，加工品の試作などに必要な資材，簡易な機械・施設整備などに要する経費

オ　その他知事が特に必要と認める経費

※「エ」の経費は，「ア」「イ」「ウ」のいずれかと共に実施する場合に限る。

（４）採択要件

以下に掲げるすべての要件を満たすこととする。

ア　受益農家戸数が５戸以上であること。

イ　構成員に認定農業者等（認定農業者，女性農業士又は青年農業士をいう。以下同じ。）を含むこと。ただし，当該団体の活動地域に認定農業者等がいない，または，これに近い状況である場合は，この限りでない。

ウ　実施しようとする取組が，他の補助事業で目的達成が難しいものであること。

エ　外部専門家を活用した取組であること。

２　経営体育成型

（１）事業主体

事業主体は，認定農業者等とする。

（２）対象とする取組

対象とする取組は，１の（２）に掲げる農業改革の推進項目に即した，「強み」を創り・高める革新的な取組等とする。

（３）補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は，（２）の取組を行うために必要な以下に掲げる経費とする。

ア　調査，研究に要する経費

農産物等の市場調査，販路開拓，新技術，新作物の調査などの調査費

栽培法の研究，加工品の開発，機器の開発，商品化などの研究開発費

イ　研修に要する経費

技術の習得，経営方法の習得，販売方法の習得などの研修費

ウ　試行に要する経費

実証圃の設置，加工品の試作などに必要な資材，簡易な機械・施設整備など

に要する経費
エ　その他知事が特に必要と認める経費
※「ウ」の経費は，「ア」「イ」のいずれかと共に実施する場合に限る。

（４）採択要件
実施しようとする取組が，他の補助事業で目的達成が難しいものであること。

第３　事業計画の作成等

１　事業計画の作成

（１）事業を実施しようとする事業主体は，産地改革チャレンジ事業企画書（様式第1号。以下「企画書」という。）を作成し，市町村長に提出するものとする。
（２）市町村長は，事業主体から提出のあった企画書の内容を検討した上で，適当であると認めるときは，農林事務所長（以下「所長」という。）に様式第２号により申請するものとする。
（３）構成員の住所地が二以上の市町村の区域にわたる事業主体（以下「広域事業主体」という。）は，上記に関わらず住所地を管轄する所長に企画書を申請するものとする。
ただし，事業主体の構成員の住所地が二以上の農林事務所の管轄区域にわたる場合にあっては，茨城県知事（以下「知事」という。）に直接企画書を申請するものとする。

２　事業計画の承認

（１）所長（１の（３）ただし書の規定により知事に申請した場合にあっては知事。（２）において同じ。）は，別に定める産地改革チャレンジ事業企画書評価会（以下「評価会」という。）による評価結果などを総合的に勘案した上で申請のあった事業計画を承認するものとする。
（２）所長は，評価会の結果，企画書の修正が必要である場合は，市町村及び事業主体へ企画書の修正を求め，再提出を受けて承認するものとする。

３　評価会における評価の視点

評価会は，以下に掲げる視点から企画書の内容について評価するものとする。
（１）新規性・独創性（創意工夫等）
（２）有効性（目標達成に直接つながる取組かどうか等）
（３）発展性（地域農業の活性化への効果等）
（４）実現性（申請経費の妥当性等）

第４　事業成果の報告

（１）事業主体は，事業成果報告書（様式第３号）を事業が完了した翌年度から３年間作成し，毎年４月 15 日までに市町村長に，広域事業主体にあっては，直接知事又は所長に提出するものとする。
（２）事業成果報告書の提出を受けた市町村長は，その内容及び目標の達成状況について評価を行い，その結果を様式第４号により毎年４月末日までに所長に報告すると

ともに，必要に応じこの評価結果を踏まえ，事業主体を指導するものとする。

第５　事業計画及び成果の公表

知事は，事業計画及び成果の一部について，茨城県のホームページ等で公表することができる。

第６　支援体制

市町村長は，所長に対し本事業に関する支援と協力を求めることができる。

第７　県の補助措置

県は，毎年度，予算の範囲内において，別表に掲げる経費につき，別に定めるところによって補助するものとする。

第８　その他

この要領に定めるもののほか，本事業の実施につき必要な事項については，別に定める。

付　則

この要領は，平成 28 年４月 12 日から施行する。

一部改正　　平成 28 年５月 16 日

一部改正　　平成 29 年４月　１日

別表

補助対象経費	補助事業者	事業費・補助率
農業者等の組織する団体が自ら行う，「強み」を創り・高める革新的な取組の実現に向けた指導・助言のための外部専門家派遣に要する経費。 （要領第２の１の（３））	市町村等	定額 450千円以内 派遣１回当たり75千円以内
農業者等の組織する団体等が自ら行う，「強み」を創り・高める革新的な取組に必要な調査・研究，研修，試行等に要する経費。 （要領第２の１の（３）及び要領第２の２の（３））	市町村等	標準事業費1,600千円 産地育成型の場合は１／２以内 経営体育成型の場合は１／３以内